

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	楽田小学校長寿命化改良工事監理業務委託	
契 約 内 容	楽田小学校長寿命化改良工事について、実施設計図書と照合し、それが設計図書のとおり に実施されているかいないかの確認、及び建築工事契約に関する業務や建築工事の指導 監督等のその他の監理業務	
契 約 期 間	令和2年5月12日から令和3年3月24日	
契 約 締 結 日	令和2年5月12日	
契 約 相 手 方	株式会社安井建築設計事務所名古屋事務所	
契 約 金 額	25,850,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がい ないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随 意 契 約 の 理 由 及 業 者 選 定 の 理 由	当該監理業務については、実施設計と一貫性を持たせる必要があること、基本設計・実 施設計業務を請け負ったことにより施設概要及び敷地条件等をよく理解しており、プロ ポーザル方式によって委託業者が選定されることから、その競争性が担保されているた め。	
そ の 他 特 記 事 項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課	
件 名	土地鑑定評価委託	
契 約 内 容	時点修正評価            2 地点 不動産鑑定評価        1 地点	
契 約 期 間	令和 2 年 4 月 2 8 日～令和 2 年 6 月 3 0 日	
契 約 締 結 日	令和 2 年 4 月 2 8 日	
契 約 相 手 方	株式会社総合鑑定調査	
契 約 金 額	418,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 <input type="radio"/> 第 1 号    少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第 2 号    契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第 3 号    障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第 5 号    緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第 6 号    競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第 7 号    時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第 8 号    競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第 9 号    落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本委託業務は、平成 3 0 年度に実施した不動産鑑定評価の時点修正及び一部土地の評価地目変更に伴う土地鑑定評価を行うものであり、評価の整合性の観点から、平成 3 0 年度に実施した当該土地鑑定評価委託の受託事業者が業務を行うことが適しており随意契約とした。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先      整備課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課																	
件 名	道路橋定期点検支援業務																	
契 約 内 容	技術支援業務 N = 1 式																	
契 約 期 間	令和 2 年 5 月 1 9 日～令和 3 年 3 月 1 2 日																	
契 約 締 結 日	令和 2 年 5 月 1 9 日																	
契 約 相 手 方	公益財団法人 愛知県都市整備協会																	
契 約 金 額	6,997,826円																	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">第 1 号</td> <td>少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 2 号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 3 号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 5 号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○ 第 6 号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 7 号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 8 号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第 9 号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））	第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。	第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。	第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。	○ 第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。	第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。	第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。
第 1 号	少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く））																	
第 2 号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																	
第 3 号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																	
第 5 号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																	
○ 第 6 号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																	
第 7 号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																	
第 8 号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																	
第 9 号	落札者が契約を締結しないとき。																	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本委託は、（公財）愛知県都市整備協会の実施する、道路法に基づく橋梁定期点検に関する地域一括発注を行うものである。 この地域一括発注は、愛知県内における自治体の橋梁定期点検を一括して取りまとめて発注するもので、今回の委託は犬山市の管理する道路橋の内、名古屋鉄道を跨ぐ跨線橋である。通常、跨線橋点検実施時には、事前に鉄道管理者である名古屋鉄道株式会社と協議を行い、架線等鉄道施設の防護に関する協定を締結するが、本委託では、上記の事務について、（公財）愛知県都市整備協会が一括して実施するため、協議及び協定締結に係る事務軽減が可能である。 また、地域一括発注を行うことにより、犬山市単独で発注した場合と比較して、設計計画、打合せ協議等の省略により、工期の短縮や合理的かつ適正な施工を確保することができるなどのことから、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付すことが不利と認められるとき）に該当するものであるため、（公財）愛知県都市整備協会と本協定を締結し随意契約するものです。																	
その他特記事項																		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	整備課	
件 名	物件調査（再算定）業務委託	
契 約 内 容	時点修正評価 1 地点	
契 約 期 間	令和 2 年 6 月 1 9 日～令和 2 年 7 月 3 0 日	
契 約 締 結 日	令和 2 年 6 月 1 9 日	
契 約 相 手 方	株式会社石田技術コンサルタント	
契 約 金 額	253,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項 <input type="radio"/> 第 1 号 少額随契（1 人による見積りとなった場合（契約規則第 2 4 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第 2 号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第 3 号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第 5 号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第 6 号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第 7 号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第 8 号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第 9 号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本委託業務は、平成 3 0 年度に実施した物件調査の時点修正を行うものであり、評価の整合性の観点から、平成 3 0 年度に実施した当該物件調査業務委託の受託事業者が業務を行うことが適しており随意契約とした。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 整備課